

○茅ヶ崎市指定第1号事業者の指定に関する基準を定める要綱

平成29年4月1日

要綱

改正 平成31年4月1日要綱

改正 令和3年4月1日要綱

改正 令和6年4月1日要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の63の6の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）の指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に掲げるもののほか、法、施行規則、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1号事業者 第1号事業を行う者をいう。
- (2) 指定事業者 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。
- (3) 指定第1号事業 指定事業者の当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる当該第1号事業をいう。
- (4) 旧介護予防訪問介護 施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護をいう。
- (5) 旧介護予防通所介護 施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護をいう。
- (6) 国基準訪問型サービス 旧介護予防訪問介護に相当するもので、居宅要支援被保険者等の介護予防（身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。以下同じ。）を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、介護福祉士その他政令第3条で定める者により、施行規則第140条の62の5第1項で定める期間にわたり行われる入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事（居宅要支援被保険者等が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行うことが困難な家事であって、居宅要支援被保険者等の日常生活に必要なものをいう。以下同じ。）、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要支援被保険者等に必要な日常生活上の支援をいう。
- (7) 国基準通所型サービス 旧介護予防通所介護に相当するもので、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、施行規則第140条の62の5第2項で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要支援被保険者等に必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。
- (8) 訪問型サービスA 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、市が実施する生活援助員研修（茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業担い手研修実施要綱（平成29年1月23日施行）に規定する生活援助員研修をいう。）を修了した者、介護福祉士その他政令第3条で定める者により、施行規則第140条の62の5第1項で定める期間にわたり行われる、調理、洗濯、掃除、買い物支援等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要支援被保険者等に必要な日常生活上の支援をいう。

- (9) 通所型サービスA 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、通所型サービスAを実施するために必要な広さを有する施設に通わせ、当該施設において、施行規則第140条の62の5第2項で定める期間にわたり、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要支援被保険者等に必要な日常生活上の支援及び運動、レクリエーション活動等による機能訓練を行うことをいう。

(指定事業者による第1号事業の種類)

第3条 市が実施する法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者による第1号事業の種類は、次に掲げる事業又はサービスとする。

- (1) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業

ア 国基準訪問型サービス

イ 訪問型サービスA

- (2) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業

ア 国基準通所型サービス

イ 通所型サービスA

(指定の期間)

第4条 施行規則第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年とする。

(指定事業者の指定等)

第5条 市長は法第115条の45の5第1項の規定による申請があった場合において、同項の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、法第115条の45の3第1項の指定をしてはならないこととする。

- (1) 法人でないとき。
- (2) 法第115条の45の5第2項の規定に基づく基準に従って適正に第1号事業を行うことができないと認められるとき。
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令第35条の2で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 労働に関する法律の規定であって政令第35条の3で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (7) 法第115条の45の9（第1号を除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しない者を含む。）であるとき。
- (8) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9（第1号を除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
- (9) 法第115条の45の9（第1号を除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定による第1号事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(10) 前号に規定する期間内に施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定による第1号事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(11) 指定の申請前5年以内に居宅サービス等又は第1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(12) その役員等のうちに第3号から第7号まで又は第9号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、本市の区域外に所在し、かつ、当該所在地を管轄する市区町村長から旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に相当するもので、施行規則第140条の63の6第1号イに規定する法第115条の45の3第1項の指定を受けている事業所については、当該事業所に係る本市での指定の基準は、当該市区町村長が定める基準とすることができるものとする。

3 市長は、法第115条の45の5第1項の規定による申請があった場合において、本市又は当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（法第117条第2項第1号の規定により本市が定める区域とする。以下この項において「日常生活圏域」という。）における当該第1号事業の量の見込みに達しているとき、若しくは介護保険事業計画において定める本市又は当該日常生活圏域の当該第1号事業の量の見込みに既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、又は本市の区域外における訪問型サービスA事業所又は通所型サービスA事業所に係る申請であるとき、その他の介護保険事業の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、法第115条の45の3第1項本文の指定をしないことができる。

4 市長は、法第115条の45の3第1項本文の指定を行おうとするとき、又は前項の規定により同条第1項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、市が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（変更の届出等）

第6条 指定事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他の施行規則第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に、市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、休止していた当該指定第1号事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 指定事業者は、当該指定第1号事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

4 指定事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月前までに当該事業を利用していただた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該第1号事業に相当する事業の利用を希望する者に対し、必要な第1号事業が継続的に利用できるよう、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者、法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業の実施者、他の指定事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

（公示）

第7条 市長は、法第115条の45の3第1項本文の指定をしたとき、法第115条の45の9の規定により法第115条の45の3第1項本文の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき又は施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止の届出があったときには、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならないこととする。

(1) 当該指定事業者の名称

(2) 当該指定に係る事業所の名称及び所在地

(3) 指定し、事業の廃止の届出を受理し、又は指定を取り消した場合にあっては、その年月日

(4) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間

(5) 事業の種類

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、平成29年4月1日から平成30年3月31日の間は、同条中「6年」とあるのは、「6年又は指定を受けようとする申請者が申請する第3条に掲げる事業の指定に係る期間」とする。

3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条に規定する指定を受けたものとみなされている者（以下「みなし指定事業者」という。）については、第6条第1項に規定する届出は不要とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。